

# お知らせ

東京都

東京都は、東京都東村山市本町一丁目、本町二丁目、本町四丁目、野口町一丁目、野口町四丁目、久米川町四丁目、久米川町五丁目及び諏訪町一丁目地内に於いて、東村山市計画都市高速鉄道事業西武鉄道新宿線、西武鉄道国分寺線及び西武鉄道西武園線の事業を行います。

都市計画法の事業認可の告示は平成二十五年十二月十日です。

このため、関係する皆様のご協力をいただきながら、必要な土地を取得していきますので、次のとおりお知らせいたします。

## 1 本事業の概要について

東村山市都市計画都市高速鉄道事業西武鉄道新宿線、西武鉄道国分寺線及び西武鉄道西武園線（東村山駅付近）の連続立体交差事業は、新宿線が本町四丁目から久米川町五丁目、国分寺線が本町二丁目から本町一丁目、西武園線が本町二丁目から野口町四丁目に至る延長約四千五百メートルの鉄道を高架化し、道路と鉄道の連続立体交差化を図るものです。

## 2（1）用地取得について

東京都は、事業予定地内の土地所有者や借地権などをお持ちの方、建物の所有者や借間人の方などと、土地売買契約、物件移転補償契約などを結びます。その契約に基づき、土地を明け渡したり、建物などを移転したときは、東京都は、それぞれ、土地の権利に関する補償金、移転に必要な補償金をお支払いします。

## （2）土地収用法に基づく権利について

土地売買契約や物件移転補償契約などは、個別に進めていきますが、これとは別に事業予定地所有者や関係人の方は、土地収用法に基づく裁決申請請求、補償金支払請求及び明渡裁決申立てを行うことができます。

## 3（1）土地価格の固定について

東京都は、平成二十五年十二月十日以降、事業地の取得価格を一年ごとに評価し直します。

## （2）建築等の制限について

平成二十五年十二月十日からは、事業地内で次のことをする場合は、東京都知事の許可が必要です。

- ・土地の形質の変更
- ・建築物や工作物の建設
- ・移動の容易でない物件の設置や堆積

## （3）土地建物の売買の制限について

平成二十六年一月二十五日からは、事業地内の土地建物を売る場合は、事前に、買い主や予定金額などを、東京都へ届け出てください。

また、その届出後三十日以内は売買が行えない、など一定の制限があります。

## 4 事業地の範囲がわかる図面は、東村山市都市環境部都市計画課に備えてあり、閲覧することができます。

なお、このお知らせについて、ご不明の点や詳細についてご質問のある方は、左記へお問い合わせください。

施行者 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都建設局道路建設部鉄道関連事業課

電話03（5320）5334

連絡先

東京都練馬区石神井公園一丁目十五番十九号

西武鉄道株式会社 工務部鉄道用地事務所

電話03（5372）2552

